

東武友の会積立を口座振替（自動払込）される方は下記の「口座振替（自動払込）規則」をご了承のうえ、お申込みください。

東武友の会積立の口座振替（自動払込）規則

1. 口座振替（自動払込）をご利用の場合、「会員証・お買物カード」1枚につき事務手数料として500円（税込/年額）を初回口座振替時に積立金のご入金と合わせて頂戴いたします。なお、解約等により口座振替（自動払込）を中止されても、いただいた事務手数料はご返金できません。
2. 口座振替（自動払込）は毎月5日（金融機関休業日の場合は翌営業日）となり、引落し通知はいたしません。前日までに指定口座にご入金ください。
3. 口座振替（自動払込）事務は、みずほファクター株式会社に委託します。通帳への表示は「MHF）トウブトモノカイ」になります。
4. 口座振替（自動払込）の開始は、お申込み月の翌月からになります。ただし、翌々月からとなる場合がございます。
5. 口座振替（自動払込）ご利用の場合、積立金の領収書を発行いたしません。通帳記帳をもって代えさせていただきます。
6. 万一、口座振替（自動払込）ができない場合は、翌月に前月分を加算して引落しとなります。但し、対象月を含め4カ月分までとし、以後は一時的に停止いたします。振替再開にはご来店にてご入金をお願いいたします。
また、満期月の口座振替（自動払込）ができなかった場合は、当月末日までにご来店にてご入金をお願いいたします。
7. ご解約の場合、預金口座振替手続きの関係により、ご返金にお時間をいただく場合がございます。詳しくは東武友の会センターまでお問い合わせください。

ご記入いただいたご指定口座に係る情報は、会費引落し業務のみに使用し、他の目的には使用いたしません。